

生食発0306第4号
平成29年 3月 6日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」の一部改正について

今般、農薬、飼料添加物及び動物用医薬品に関する試験法に係る知見の集積等を踏まえ、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号食品安全部長通知）を別添のとおり改正することとしました。改正の概要は下記のとおりです。つきましては、その運用に遺漏なきようお取り計らいをお願いするとともに、当該改正について、関係者への周知方よろしく願います。

記

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品に係る知見の集積等を踏まえ、「第2章 一斉試験法」の「LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅱ（農産物）」及び「LC/MSによる農薬等の一斉試験法Ⅱ（畜水産物）」中の「1. 分析対象化合物」の別表の品目名及び分析対象化合物の一部、並びに「2,4-D、2,4-DB及びクロプロップ試験法（農産物）」を改正し、「フルアジホップ試験法」を廃止し、以下に掲げる4つの試験法を「第3章 個別試験法」に追加すること。

- ・ 2,4-D、2,4-DB及びクロプロップ試験法（畜水産物）
- ・ 塩酸ホルメタネート試験法（農産物）
- ・ フェンピラザミン試験法（農産物）
- ・ フルアジホップブチル試験法（農産物）